

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和6年1月12日

【四半期会計期間】 第73期第3四半期(自 令和5年9月1日 至 令和5年11月30日)

【会社名】 株式会社N a I T O

【英訳名】 Naito & Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 坂井俊司

【本店の所在の場所】 東京都北区昭和町二丁目1番11号
(上記は登記上の本店所在地であり、令和5年11月6日に本社建替えのため一時移転し、以下「最寄りの連絡場所」にて業務を行っております。)

【電話番号】

【事務連絡者氏名】 取締役管理部門担当 伊藤潤

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区東上野五丁目1番5号 日新上野ビル3階

【電話番号】 (03)6802-8136

【事務連絡者氏名】 取締役管理部門担当 伊藤潤

【縦覧に供する場所】 株式会社N a I T O関西・西部営業部
(東大阪市横枕西11番31号)
株式会社N a I T O中部営業部
(名古屋市瑞穂区塩入町1番28号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第72期 第3四半期 連結累計期間	第73期 第3四半期 連結累計期間	第72期
会計期間	自 令和4年3月1日 至 令和4年11月30日	自 令和5年3月1日 至 令和5年11月30日	自 令和4年3月1日 至 令和5年2月28日
売上高 (百万円)	33,599	33,430	44,457
経常利益 (百万円)	709	448	932
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	587	295	732
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	514	312	605
純資産額 (百万円)	12,572	12,756	12,663
総資産額 (百万円)	18,057	18,514	17,187
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	10.73	5.40	13.38
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	69.6	68.9	73.7

回次	第72期 第3四半期 連結会計期間	第73期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 令和4年9月1日 至 令和4年11月30日	自 令和5年9月1日 至 令和5年11月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	6.35	1.34

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループにおいて営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクの発生、または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の状況

当第3四半期連結累計期間（令和5年3月1日～令和5年11月30日）における当社を取り巻く経済環境は、車載半導体不足の緩和により自動車生産の回復が見られたものの、原材料価格・エネルギーコストの上昇による企業収益の圧迫や海外景気の下振れリスク等の要因により、先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況のもと、当社グループは「中期経営計画 Achieve2025（令和3年3月1日～令和8年2月28日）」の3年目として重点施策の着実な実行に努めました。当第3四半期連結累計期間においては、3月にユーザーを見据えた設備・機器等の販売統括部門として営業推進部を新設しました。また、業容拡大、BCP対策及び物流の2024年問題への対応として、3月に中部物流センターを愛知県名古屋市瑞穂区から中川区に移転し、8月に東日本物流センターを東京都北区から群馬県太田市に移転しました。10月には、国内最大級の工作機械見本市「メカトロテックジャパン2023」に出展し、「『削る・測る・繋ぐ』の新時代」をテーマとして、製造現場における効率化に役立つ商材を中心にお客様へ提案いたしました。海外拠点のあるベトナム・タイ・中国においては、中期経営計画の重点施策を着実に実行し、事業拡大に努めました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は334億30百万円（前年同期比0.5%減）となりました。利益面では、移転関係費用の計上もあり営業利益は4億6百万円（同39.2%減）、経常利益は4億48百万円（同36.7%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益は2億95百万円（同49.7%減）となりました。

取扱商品分類別の売上高は、下表のとおりです。

取扱商品分類	売上高（百万円）	前年同期比（%）
切削工具	16,239	3.7
計 測	3,135	6.7
産業機器・工作機械等	14,055	1.9
合計	33,430	0.5

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の資産、負債および純資産の状況は、以下のとおりです。

資産

資産は、185億14百万円と前連結会計年度から13億27百万円増加しました。これは、棚卸資産が11億25百万円増加したことが主な要因です。

負債

負債は、57億58百万円と前連結会計年度から12億34百万円増加しました。これは、支払手形及び買掛金が5億23百万円、短期借入金が9億69百万円増加したことが主な要因です。

純資産

純資産は、127億56百万円と前連結会計年度から93百万円増加しました。これは、配当金の支払いにより利益剰余金が2億19百万円減少したものの、親会社株主に帰属する四半期純利益2億95百万円の計上により利益剰余金が増加したことが主な要因です。

なお、自己資本比率は68.9%となりました。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	123,799,250
計	123,799,250

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (令和5年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (令和6年1月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	54,789,510	54,789,510	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	54,789,510	54,789,510	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
令和5年9月1日～ 令和5年11月30日		54,789,510		2,291		2,285

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が把握できないため、記載することができないことから、直前の基準日（令和5年8月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

令和5年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式（自己株式等）			
議決権制限株式（その他）			
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 28,200		
完全議決権株式（その他）	普通株式 54,755,400	547,554	
単元未満株式	普通株式 5,910		
発行済株式総数	54,789,510		
総株主の議決権		547,554	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式(失念株式)が400株(議決権の数4個)含まれております。

【自己株式等】

令和5年8月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社NaI T O	東京都北区昭和町二丁目 1番11号	28,200	-	28,200	0.05
計	-	28,200	-	28,200	0.05

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（令和5年9月1日から令和5年11月30日まで）および第3四半期連結累計期間（令和5年3月1日から令和5年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和5年2月28日)	当第3四半期連結会計期間 (令和5年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	186	141
受取手形及び売掛金	7,503	7,233
電子記録債権	2,020	2,076
棚卸資産	4,295	5,420
未収還付法人税等	-	22
その他	288	454
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	14,292	15,347
固定資産		
有形固定資産	134	274
無形固定資産	807	828
投資その他の資産		
退職給付に係る資産	95	82
差入保証金	1,428	1,504
その他	437	486
貸倒引当金	8	8
投資その他の資産合計	1,952	2,065
固定資産合計	2,894	3,167
資産合計	17,187	18,514
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,045	3,569
短期借入金	356	1,326
未払法人税等	323	-
賞与引当金	253	297
その他	418	416
流動負債合計	4,398	5,610
固定負債		
役員退職慰労引当金	58	64
退職給付に係る負債	0	0
資産除去債務	-	17
その他	66	65
固定負債合計	125	147
負債合計	4,523	5,758
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,291	2,291
資本剰余金	2,285	2,285
利益剰余金	8,070	8,147
自己株式	10	10
株主資本合計	12,637	12,713
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6	14
為替換算調整勘定	34	47
退職給付に係る調整累計額	14	19
その他の包括利益累計額合計	26	43
純資産合計	12,663	12,756
負債純資産合計	17,187	18,514

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 令和4年3月1日 至 令和4年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 令和5年3月1日 至 令和5年11月30日)
売上高	33,599	33,430
売上原価	29,529	29,301
売上総利益	4,070	4,128
販売費及び一般管理費	3,401	3,721
営業利益	669	406
営業外収益		
受取利息	5	7
受取配当金	2	3
持分法による投資利益	21	18
為替差益	7	11
その他	6	5
営業外収益合計	43	46
営業外費用		
支払利息	2	2
その他	0	1
営業外費用合計	3	4
経常利益	709	448
特別利益		
投資有価証券売却益	158	-
特別利益合計	158	-
税金等調整前四半期純利益	867	448
法人税、住民税及び事業税	338	167
法人税等調整額	58	14
法人税等合計	279	153
四半期純利益	587	295
親会社株主に帰属する四半期純利益	587	295

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 令和4年3月1日 至 令和4年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 令和5年3月1日 至 令和5年11月30日)
四半期純利益	587	295
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	81	8
為替換算調整勘定	10	4
退職給付に係る調整額	11	5
持分法適用会社に対する持分相当額	9	8
その他の包括利益合計	73	16
四半期包括利益	514	312
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	514	312

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 令和4年3月1日 至 令和4年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 令和5年3月1日 至 令和5年11月30日)
減価償却費	193百万円	218百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間（自 令和4年3月1日 至 令和4年11月30日）

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和4年5月24日 定時株主総会	普通株式	164	3.00	令和4年2月28日	令和4年5月25日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間（自 令和5年3月1日 至 令和5年11月30日）

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和5年5月23日 定時株主総会	普通株式	219	4.00	令和5年2月28日	令和5年5月24日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは切削工具、計測、産業機器、工作機械等の販売およびこれら付帯業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社グループは切削工具、計測、産業機器、工作機械等の販売およびこれら付帯業務の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しておりますが、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下の通りであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 令和4年3月1日 至 令和4年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 令和5年3月1日 至 令和5年11月30日)
切削工具 (百万円)	16,870	16,239
計 測 (百万円)	2,937	3,135
産業機器・工作機械等 (百万円)	13,791	14,055
顧客との契約から生じる収益(百万円)	33,599	33,430
外部顧客への売上高 (百万円)	33,599	33,430

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 令和4年3月1日 至 令和4年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 令和5年3月1日 至 令和5年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額	10円73銭	5円40銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	587	295
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	587	295
普通株式の期中平均株式数(千株)	54,761	54,761

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和6年1月12日

株式会社NaITO
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 楠 元 宏
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川 口 真 樹
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社NaITOの令和5年3月1日から令和6年2月29日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（令和5年9月1日から令和5年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（令和5年3月1日から令和5年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社NaITO及び連結子会社の令和5年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められてい

る。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。